

Oslaw News Letter

vol.57

目次

Contents

● 論文	デジタルプラットフォーム企業をめぐる法的規制について	弁護士 山口 裕司 1
● 商標 News	ECプラットフォームによる侵害品対策と営業誹謗行為のリスク	弁護士 土生 真之 6
● 海外 News	米国商標法「使用宣誓書」において認められた不使用の正当な理由	弁護士 大塚 啓生 7
● 特許入門	弁護士 梅田 慎介 9
● 判例紹介	11

論文

Thesis

デジタルプラットフォーム企業をめぐる 法的規制について

弁護士 山口 裕司

1. はじめに

ネット社会の進展により、誰もがソーシャルネットワーキングサービス（SNS）で情報発信をしたり、電子商取引（EC）モールで取引をしたりする時代となった。これらのデジタルプラットフォームから受ける便益も大きい一方で、デジタルプラットフォームの巨大化に伴う弊害への懸念から、デジタルプラットフォーム企業に対する規制の必要性が議論されるようになった。

本稿では、プラットフォームビジネスの特徴を確認し、日本の各省庁で行われたデジタルプラットフォームをめぐる議論の状況を概観し、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（特定デジタル

プラットフォーム透明化法）の意義について検討する。また、EUにおける規制の動向についても紹介する。

2. プラットフォームビジネスの特徴

「プラットフォーム」という語の指す対象は、論者によって様ではないが、「インターネット上で情報のやり取りを提供する場」¹とか「異なるネットワークを結びつける場」²と説明されている。プラットフォーム企業は、例えば、消費者のグループとプラットフォームを介してサービス等を提供する事業者のグループという二面市場（two-sided markets）（あるいは多面市場（multi-sided markets））と相対していて、一方のグループの数の増加が他方のグループの便益の増大につながるという間接的なネットワー

〈脚注〉

¹ 小田切宏之『競争政策論 [第2版]』212頁（2017）。

² 花園誠『産業組織とビジネスの経済学』279頁（2018年）。

ク効果が生じる。プラットフォーム企業は、無料で消費者がプラットフォームを利用できるようにして利用者を増やす代わりに、サービス等を提供する事業者により高いプラットフォームの利用料を課すという価格設定によって利益を増大させることができる。

プラットフォームの寡占化が進み、例えばプライバシーの保護などの点において、サービスの品質が低下するとしても、利用者が他のプラットフォームに乗り換えることが容易でない（スイッチングコストが高い）場合もある。

とりわけGAFA (Google, Apple, Facebook, Amazon) に代表されるデジタルプラットフォーム企業が台頭し、その利用が人々の日常生活にも浸透していることから、デジタルプラットフォームの規制に向けた動きは加速しており、また、規制の範囲は独占禁止法、個人情報保護法、消費者保護法等に及ぶ広範囲なものとなっている。

3. 日本の各省庁における議論

(1) 日本経済再生本部

日本経済再生本部は、「未来投資戦略 2018—「Society 5.0」 「データ駆動型社会」 への変革—」（2018年6月15日）において、「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備」を施策として取り上げ、「プラットフォームの寡占化が進む中で、新たなプラットフォーム型ビジネスが次々と創出され、活発な競争が行われる環境を整備するため、特定のプラットフォームからいつでもユーザーが移籍できるデータポータビリティやオープンに接続されることが可能なAPI開放等を含め、中小企業やベンチャーを含めた公正かつ自由で透明な競争環境の整備、イノベーション促進のための規制緩和（参入要件の緩和等）、デジタルプラットフォーマーの社会的責任、利用者への公正性の確保など、本年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める。」ことを謳った。

その後、日本経済再生本部は、「成長戦略フォローアップ」（2019年6月21日）において、デジタル市場競争本部の創設、デジタル・プラットフォーマー取引透明化法（仮称）の法案提出のほか、企業結合規制や優越的地位の濫用規制、個人情報保護法、消費者保護関係法令の適用に関する考え方の整理等を行うことを具体的施策として挙げた。

(2) デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会

経済産業省・公正取引委員会・総務省が設置した「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」は、「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応

したルール整備の基本原則」（2018年12月18日）を公表し、デジタル・プラットフォーマーに関する透明性及び公正性の実現のために、①出発点として、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める、②各府省の法執行や政策立案を下支えするための、デジタル技術やビジネスを含む多様かつ高度な知見を有する専門組織等の創設に向けた検討を進める、③例えば、一定の重要なルールや取引条件を開示・明示する等、透明性及び公正性確保の観点からの規律の導入に向けた検討を進めることを示していた。

次いで「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」は、「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション」（2019年5月21日）において、「公正な取引慣行の実現とイノベーションの維持・促進とのバランスのとれたルール整備を進めていくことが、何より重要である」と述べた上で、「独占禁止法を補完するため、デジタル市場の透明化・公正化を促進する規律の要否や内容について実態を踏まえた検討を行い、事後規制である独占禁止法の運用と両輪となって、全体として公正な競争環境を実現していくような制度設計も今後の検討に当たって選択肢の一つとなり得る」として、規律の在り方や対象等について検討を行った。また、同日公表の「データの移転・開放等の在り方に関するオプション」においては、「データの移転・開放に関する公正性を確保するため、データの移転・開放を求めるに加えて、少なくとも、データの移転・開放の対象や取扱条件の明確化による透明性の確保についても、検討すべきと考えられる」等の方向性が示された。

(3) 経済産業省

経済産業省では、産業構造審議会商務流通情報分科会に設置した「Connected Industriesにおける共通商取引ルール検討小委員会」が、中間整理（2018年12月28日）において、「従来、商取引においては基本的に事業者が供給者となり、需要者に対して財・サービスを提供するという形態（BtoC取引又はBtoB取引）が一般的に普及してきた」が、「昨今においては『プラットフォーマー』と呼称される事業者の関与により、個人を含むプラットフォームサービス利用者による情報発信能力及び情報収集能力が補強されることとなった結果、商取引において個人が供給者となることを可能とする環境が整備されつつある（CtoC市場の成立）」ことや、「個人ごとに付与したアカウントを介したデータ集約、データ分析が可能となる等、技術の発展及びデータの利活用により、これまでは拾いきれなかったニーズへの対応や従来型の業務の効率化が可能

となりつつある」という商取引環境の変化について言及し、「プラットフォームは、社会経済にとって不可欠なものとなる一方、情報が集積するという特性等から巨大化し寡占化・独占化を果たす傾向にある」という特殊性を踏まえつつ、透明性、公正性の観点からのルール及び情報移転・開放ルールを検討することの重要性を強調していた。

(4) 公正取引委員会

公正取引委員会は、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（企業結合ガイドライン）及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」の改定を2019年12月17日に公表した。

企業結合ガイドラインの改定では、多面市場、ネットワーク効果、スイッチングコスト等を踏まえた考え方や価格ではなく品質等を手段とした競争が行われている場合の考え方を示し、デジタルサービス等の商品範囲・地理的範囲の画定に当たっての考慮事項を挙げた。

また、公正取引委員会は、「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を同日に公表した。

この考え方においては、「消費者にとって、①当該サービスと代替可能なサービスを提供するデジタル・プラットフォーム事業者が存在しない場合、②代替可能なサービスを提供するデジタル・プラットフォーム事業者が存在していたとしても当該サービスの利用をやめることが事実上困難な場合、又は③当該サービスにおいて、当該サービスを提供するデジタル・プラットフォーム事業者が、その意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の取引条件を左右することができる地位にある場合には、通常、当該サービスを提供するデジタル・プラットフォーム事業者は、消費者に対して取引上の地位が優越している」という判断基準が示された。

このほか、公正取引委員会は、デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査を、オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引やデジタル広告分野について実施し、結果を公表している。

(5) 総務省

総務省は、プラットフォームサービスに関する研究会を設けて、国外事業者に対する通信の秘密の保護規定の適用及び法執行における履行確保の方策の在り方やフェイクニュースや偽情報への対応の在り方に重点を置いた最終報告書（2020年2月7日）を公表した。

また、同研究会は、「インターネット上の誹謗中傷への

対応の在り方に関する緊急提言」（2020年8月7日）を公表した。総務省は、この緊急提言とともに、「発信者情報開示の在り方に関する研究会 中間とりまとめ」（2020年8月31日）も踏まえて、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」（2020年9月1日）を公表しており、プラットフォーム事業者によるインターネット上の誹謗中傷の書き込みの削除や非表示、アカウントの停止等の取組及び透明性・アカウントビリティ確保方策を促進するための環境整備を行っていくと述べている。

(6) デジタル市場競争本部

デジタル市場競争本部は、2019年9月27日に設置され、その下に設けられたデジタル市場競争会議及びデジタル市場競争会議ワーキンググループでは、2020年6月16日に「デジタル広告市場の競争評価の中間報告」及び「デジタル市場競争に係る中期展望レポート」を公表したり、特定デジタルプラットフォーム透明化法の施行に向けた論点を検討したりしている。

(7) 消費者委員会

消費者委員会は、「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会」を設置し、プラットフォームが介在する取引について、取引の種類や取引の一部の局面に着目した個別法が部分的に存在するものの、プラットフォーム事業者が介在する取引全体に着目した特別法は存在せず、発生しているトラブルについて、現状の規定を適用しようとした場合に課題が生じうることを指摘する報告書が2019年4月11日に公表された。

消費者委員会は、報告書の提出を受けて、「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言」（2019年4月18日）において、内閣官房、公正取引委員会、個人情報保護委員会、消費者庁、総務省、経済産業省に対し、同報告書を踏まえた取り組みを進めることを提言した。

(8) 消費者庁

消費者庁は、「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」を設置し、消費者自らがデジタルプラットフォームを利用する際の留意事項を確認できるようにした「デジタルプラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック」を2020年7月1日に公表した。2020年7月31日に公表された検討会報告書は、「プラットフォーム企業に何らかの責任や役割を果たすことを業界の取組として求めていく必要はあるが、それに加えて、消費者側もデジタルプラットフォームでの取引とはどういうものかを

理解し、それに係るトラブルを減らすために取り組めることがある」と指摘している。

また、消費者庁は、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」を設置し、2020年8月24日に論点整理を公表している。

この論点整理は、「紛争の未然防止」に関して、①違法な製品、事故のおそれのある商品等の流通、②緊急時における生活必需品等の流通、③消費者を誤認させる虚偽・誇大な広告表示、④消費者の信頼を損なうレビュー、⑤パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示（ターゲティング広告・表示、パーソナライズド・プライシング）、⑥利用規約についての論点を取り上げ、「紛争の処理・解決」に関して、オンライン紛争解決（ODR）を含めた事業者の自主的な取組の開示の促進などについて検討を進めべきだと指摘している。

(9) 個人情報保護委員会

公正取引委員会が2019年8月29日に公表した「デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(案)」に対して、個人情報保護委員会は同日に、デジタル・プラットフォームによる個人情報の取扱に関する個人情報保護政策の観点からの当不当については、個人情報保護委員会が個人情報保護法に基づき評価し、必要な法執行を行うこと、消費者に対し優越的地位にあると評価され得るデジタル・プラットフォームによる個人情報の不当な取得や不当な利用が疑われる事実を知ったときは、公正取引委員会と必要な範囲で連携を図ることなど、

個人情報保護委員会の考え方を整理して、公表した。

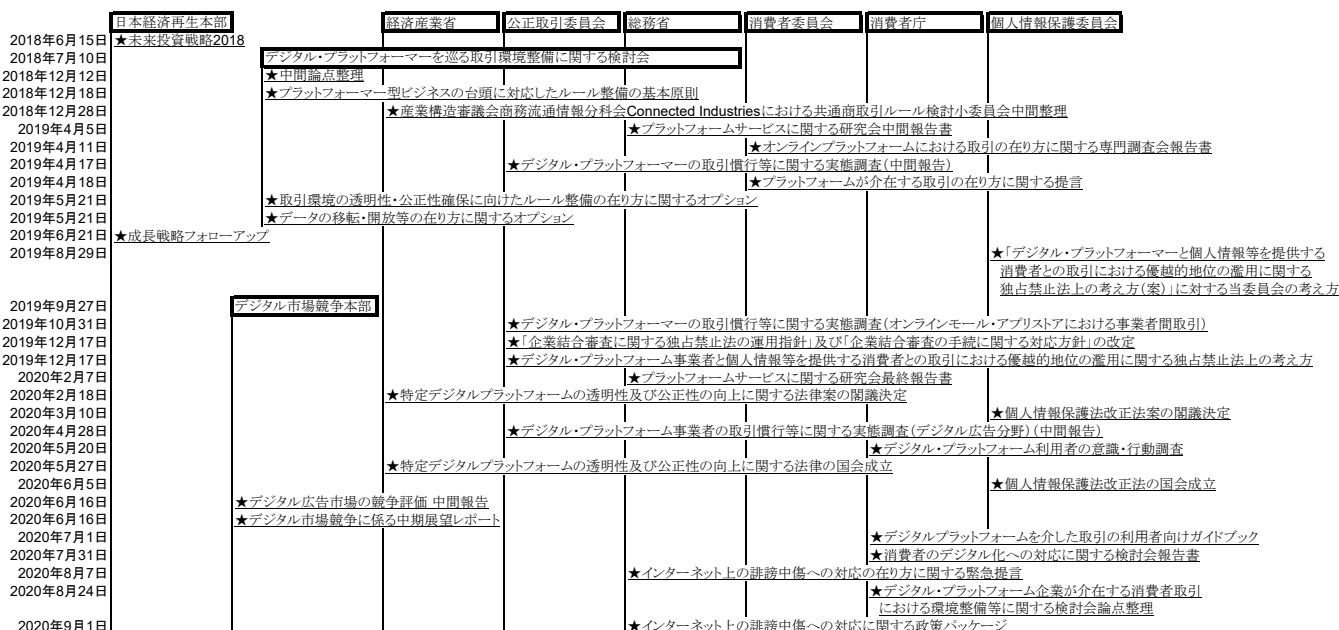
個人情報保護法は、平成27年改正附則12条によって、いわゆる3年ごとの見直しが予定されていて、令和2年(2020年)改正法が国会で成立した。デジタルプラットフォーム企業を対象とした規制とは必ずしも言えないが、個人情報取扱事業者に対する保有個人データの利用停止・第三者への提供停止請求の要件を緩和し、域外適用の範囲を広げる等の改正が含まれている。

4. 特定デジタルプラットフォーム透明化法の概要

特定デジタルプラットフォーム透明化法は、2020年5月27日に第201回国会(常会)で成立し、2020年6月3日に公布された。公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される(附則1項)。

「デジタルプラットフォーム」の定義(2条1項)が設けられており、①多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築した場であって、当該場において商品、役務又は権利を提供しようとする者の当該商品等に係る情報を表示することを常態とするものを、②多数の者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供する役務であることに加えて、③ネットワーク効果を利用したものであること(同項1号及び2号)を要件としている。

経済産業大臣は、デジタルプラットフォームのうち、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る政令で定める事業の区分ごとに、その事業の規模が当該デジタルプラットフォームにおける商品等の売上額の総額、利用者



の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを提供するデジタルプラットフォーム提供者を、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めることが特に必要な者、すなわち「特定デジタルプラットフォーム提供者」として、指定することになる（4条1項）。事業の区分及び規模は、デジタルプラットフォームが国民生活において広く利用されている状況及び一部のデジタルプラットフォームに対する利用が集中している状況も踏まえ、デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引の実情及び動向並びに商品等提供利用者の利益の保護の必要性を勘案して、指定が必要な最小限度の範囲に限って行われるよう定めることになっている（4条3項）。

特定デジタルプラットフォーム提供者は、特定デジタルプラットフォームを利用する利用者に対して特定デジタルプラットフォームを提供する場合の条件等を開示する義務を負い（5条1項）、開示事項については、5条2項～4項において列記され、そのほか経済産業省令においても詳細が定められることになっている。

経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者が開示義務を順守していないと認めるときは、勧告をすることができ、勧告を受けた特定デジタルプラットフォーム提供者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、命令を出すことができる（6条）。

特定デジタルプラットフォーム提供者は、特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置を講じる義務を負い（7条1項）、経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定めることになっている（7条2項）。

経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために特に必要があると認めるときは、勧告をすることができる（8条）。

特定デジタルプラットフォーム提供者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、事業の概要、苦情の処理及び紛争の解決等に関する事項についての報告書を経済産業大臣に提出しなければならない（9条1項）、経済産業大臣は、当該報告書の内容等に基づき、指針を勘案して、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価（モニタリング・レビュー）を行うことになっている（9条2項）。

利用者は、特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置が講じられていないと認めるときは、経済産業大

臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができるが（10条1項）、利用者が当該申出及び求めをしたことを理由として、特定デジタルプラットフォーム提供者が、当該利用者に対し、特定デジタルプラットフォームの提供の拒絶その他の不利益な取扱いをすることを禁じている（10条2項）。経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者について、不利益な取扱いをする違反行為があると認めるときは、勧告をすることになっている（10条3項）。

経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者について特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を阻害する行為があり、その事実が独占禁止法19条の不正取引方法の禁止に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、適当な措置をとるべきことを請求でき（13条本文）、同条1号～3号に定める場合には、請求することになっている（同条但書）。

5. EUとの比較とまとめ

EUにおいては、「オンライン仲介サービスの業務上の利用者のための公平性及び透明性の促進に関する2019年6月20日の欧州議会及び理事会規則」（Regulation (EU) 2019/1150）（Platform to Business (P2B) 規則）が、2020年7月12日から適用開始されている。EUのP2B規則は、オンライン仲介サービスとオンライン検索エンジンを規模の限定なく規制を及ぼす点で、事業の区分ごとの規模が政令で定める規模以上である「特定デジタルプラットフォーム提供者」を規制する特定デジタルプラットフォーム透明化法と相違する。

EUのP2B規則に規定されている開示事項であって、特定プラットフォーム透明化法において明記されていない事項があるが、省令によって開示事項に含められることが検討されているものもある。また、EUのP2B規則では内部苦情処理制度の設置が義務付けられているのに対し、特定プラットフォーム透明化法では、紛争の解決のために必要な体制及び手続の整備に関する事項を、経済産業大臣が定める指針の中で定めることが規定されている。今後、省令や指針が具体化されれば、日欧の規制の相違は大きくないと言える可能性がある。

デジタルプラットフォーム企業のビジネスの社会的影響は大きくなっており、それに対応して規制の内容も広範にわたっているが、政令、省令、指針の具体的内容にも注視して、今後の動向を見守る必要がある。

ECプラットフォームによる 侵害品対策と営業誹謗行為のリスク

弁理士 土生 真之

1. ECプラットフォームによる侵害品対策

近年の国内 EC 市場の拡大は目覚ましく、2019 年の市場規模は 19.4 兆円（前年 18.0 兆円、前年比 7.65% 増）と拡大を遂げている¹。コロナ禍の下の巣ごもり消費により、EC 市場の規模は更に拡大することが見込まれ、流通における EC サイトの存在感は益々高まるものと思われる。

そして、知的財産権の侵害品の販路も当然ながら EC サイトへ移行しており、侵害品対策の主戦場もネットの世界に移りつつある。このような中、EC サイトの運営者（プラットフォーム）にとって、自己の管理する市場から侵害品を排除し、健全な市場秩序を維持することは、もはや社会的な責務となっており、主要な EC プラットフォーマーは、侵害品の出品を削除する手段を知的財産権の権利者に提供している。

以下に、主要な EC プラットフォーマーの取り組みを紹介する。

■楽天

楽天では、各ショップにおいて不適切な出品が無いかを日々確認し、ブランドの権利者や団体等とも協力して侵害品の排除に取り組んでいる。

商標権等の知的財産権の権利者は、侵害品を発見したときは、楽天が設けている権利者侵害通知窓口²を通じて、楽天に対して商品の削除を求めることが可能である。

■ Amazon

侵害品を発見した権利者は、ウェブフォーム³から Amazon に対して侵害を申告し、商品の削除を求めることが可能である。また、Amazon では、「Amazon ブランド登録」というプログラムを提供しており、商標権者がこれに登録することにより、検索ツールを利用した侵害品の発見・報告の容易化や Amazon 自身による積極的な侵害品の特定・削除等のメリットを受けることが可能となる。

■ Yahoo! JAPAN

侵害品を発見した権利者は、「Yahoo! JAPAN 知的財産権保護プログラム」⁴を通じて、Yahoo! JAPAN に対して商品の削除を求めることが可能である。当該プログラムには、侵害品の削除を都度郵送で申請するプログラム A と事前に権利内容を登録し、ウェブフォームで削除依頼を申請できるプログラム B がある。なお、当該プログラムは、出品者に対して直接連絡できる状況にある場合には適用されないことが規約上規定されている。

2. 営業誹謗行為のリスク

EC プラットフォーマーが提供する侵害品対策プログラムは、ウェブベースの簡便な手続により早ければ数日以内に侵害品がサイトから削除されるため、非常に強力な侵害品対策手段である。

しかし、EC プラットフォーマーに対して、出品者の侵害行為を指摘して商品の削除を申し立てることは、最終的に侵害の事実が否定された場合には、営業誹謗行為⁵に該当する可能性が高い。

また、EC プラットフォーマーが、実際には侵害品ではない商品を削除してしまうこともあり得るが⁶、一旦商品が削除されてしまうと当事者間で問題解決がされない限り、EC プラットフォーマーは原則として商品削除の解除を認めない。このような実情の下、出品者側にとっては、営業誹謗行為の主張は、権利者による安易な削除申請に対する牽制・防御手段として重要な意義を持つ。

3. 権利者が留意すべき事項

権利者側としては、営業誹謗行為に基づく思わぬ反撃を受けないよう、下記の点に留意すべきである。

(1) メーカー等への直接の警告

EC プラットフォーマーへの削除申請は簡便で即効性が期待できるため非常に魅力的ではあるが、メーカーや販売元と連絡をつけることが可能な場合には、まずはそちらへの警告を優先すべきである。

(2) 十分な調査・検討

侵害該当性について十分な調査・検討を行ったうえでの削除申請であれば、たとえ侵害が否定されて営業誹謗行為に該当したとしても、削除申請に過失がないとして損害賠償を免責される可能性がある。そこで、削除申請に際しては、極力被疑侵害品の実物も入手して侵害該当性を慎重に検討するとともに、自己の権利の無効事由の有無についても可能な限りの調査を事前に行うべきである。なお、商標の場合には、特に商品の類否関係、商標の使用該当性については判断が難しいケースもあるため、慎重な検討が必要である。

〈脚注〉

¹ 経済産業省 2020 年 7 月 22 日付ニュースリリース (<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200722003/20200722003.html>)

² <https://ichiba.faq.rakuten.net/form/rightsmanagement-post>

³ <https://www.amazon.co.jp/report/infringement>

⁴ <https://business-ec.yahoo.co.jp/ppip/>

⁵ 不正競争防止法 2 条 1 項 21 号「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」

⁶ 第 17 類「天然ゴム、ゴム」を指定する商標権に基づく申請により、類似標章を使用していた「枕」（※「天然ゴム、ゴム」とは非類似商品である。）の商品を EC プラットフォーマーが削除した例がある。当該事案においては、削除申請が営業誹謗行為に該当すると認められ、削除申請者に対して損害賠償の支払いが命じられた（東京地判令和 2 年 7 月 10 日（平成 30 年（ワ）第 22428 号））。

中国からの大量の出願が 米国商標実務にもたらした影響

—使用見本の基準の厳格化など—

弁理士 大塚 啓生

1. はじめに

米国は厳格な使用主義を採用する国であり、商標の登録や維持/更新をするには、原則として、指定商品又は役務の全てについて商標を使用していることの宣誓や、使用を証明するための使用見本 (Specimen) の提出が必要となる。しかし、近年は、不使用商標の登録の増加や不適切な使用見本の提出が問題となっている。特に、外国からの出願が急増していることがその要因と考えられており、このような状況が続くと公衆に対して無用な負担 (商標調査の実施、取消審判の請求、商標の変更など) を招くことが懸念されている。

かかる事態を受けて、USPTO (米国特許商標庁) は、2017年に登録後の監査プログラム (Post Registration Audit Program) を導入している¹。詳細はニュースレターの45号で紹介しているが、当該プログラムにより、USPTOがランダムに抽出した登録商標について、追加の使用見本等を要求することが可能となっている。追加で提出した使用見本等が使用証明として不適切と判断された場合や応答期間内に何ら対応しなかった場合は、指定商品役務についての一部が取り消されるか、若しくは登録全体が取り消されるなど、使用証明が厳格化された。

しかしながら、上記監査プログラムを講じても不使用商標の登録は減ることがなく、それどころか後述するように大量の改ざん・偽造された使用見本の提出が発覚した。そのため、USPTOは、商標の使用見本に関する審査ガイドライン (Examination Guideline) を改訂するなどの措置を講じている。本稿では、不適切な使用見本に対するUSPTOの取り組み等について紹介する。

2. 偽造された使用見本を巡る動向

(1) 背景

2019年7月の議会公聴会にて、USPTOは、中国からの出願が爆発的に増えており、その多くの出願が fraudulent trademark applications (詐欺的な商標出願) の疑いがあることを明らかにした²。具体的には、中国からの出願件数が2013年から2017年の間に1200%増加していること、これら出願のほとんどがたった3つのクレジットカードから支払いがされていること、そして多くの出願が改ざん・偽造された使用見本を提出している疑いがあること等が問題視されて

いる。例えば、出願番号87,289,826では、下に示す左の写真を使用見本として提出しているが、実際には多数のウェブサイトで使用されていた右の写真を加工したものであることが発覚している (Statement of Professors Barton Beebe and Jeanne Fromer, New York University School of Law³ から引用)。



このような大量の詐欺的な出願がUSPTOの審査を圧迫している状況に鑑みて、以下に説明する様々な措置が講じられることとなった。

(2) 使用見本に関する審査ガイドラインの厳格化

① Examination Guide 3-19⁴

2019年7月、デジタル処理が施された使用見本について新たなガイドラインが発表された。近年は、デジタルカメラで撮影された写真を使用見本として提出することが一般的になってきているが、このような使用見本は改ざんやCGによる捏造が容易であることから、基準を厳格化する必要があった。改ざんや捏造の疑義があるような場合、審査官はオフィスアクションをかけることが可能であり、出願人又は権利者は、提出した使用見本が改ざん等されていないことを抗弁する又は新たな使用見本を提出することが必要となっている。

ガイドラインでは、改ざん等の疑いのある使用見本の例として、「写真に表された商品が実物ではなくCGに見える」、「一般的に記載されるべき情報が商品、ラベル、パッケージ等に表示されていない」、「商品や包装容器に付された商標が浮いて見える」、「他社の周知な商品に商標が付されている」、「商品が表示されているウェブサイトのスクリーンショットに、URLやブラウザータブが表示されておらず、実際に公開されているとは思えない (例: ソフトウェアで作成したウェブ画像)」などが列挙されている。

〈脚注〉

¹ <https://www.uspto.gov/trademarks-maintaining-trademark-registration/post-registration-audit-program>

² <https://www.youtube.com/watch?v=sb5A5nFPIQc&feature=youtu.be&t=2268>

³ <https://www.judiciary.senate.gov/imo/media/doc/Beebe%20Testimony.pdf>

⁴ <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Exam%20Guide%2003-19.pdf>

② Examination Guideline 4-19⁵

2019年9月、アメリカ国外の出願人・権利者による出願・登録に関する新たなガイドラインが発表された。当該ガイドラインでは、外国の出願人等はアメリカ国内で正規に資格を有している弁護士を代理人として出願等しなければならないことが明示された⁶。米国弁護士の代理を義務化することで、使用見本の改ざん等を抑止する狙いがあると思われる。

③ Examination Guideline 1-20⁷

2020年2月、商標出願の完全電子化への移行及び使用見本全般に関するルールが発表された。

商標出願の完全電子化に伴い、2020年2月15日以降の商標出願については出願人のメールアドレスの登録も義務化された。当該義務化の目的は、代理期間の終了等により代理人が存在となった場合でも、USPTOが直接出願人・権利者にコンタクトできるようにしたものである。メールアドレスの登録がない場合は、出願日が認定されないこととなっている。とはいえ、登録されたメールアドレスは原則公開されるため、個人情報開示の強制になりかねないことが懸念されたことから、米国代理人を選任している場合は、USPTOからのメールを受信するための専用のメールアドレスを任意で選択することを認めている。

また、使用見本の提出も電子化されたことから、より厳格なルールに変更することとなった。具体的には、タグやラベルを商標見本として提出する場合は、実際に市場で流通している商品に付けられた状態の写真や画像等が必要となる⁸。また、ウェブサイトを使用見本として提出する場合は、そのウェブサイトのURL及びアクセス（又はプリント）した日付の両方が明示されていなければならない。さらに、CGなどのデジタル処理が施された商品のイメージ画像は原則として拒否するとした。

なお、メールアドレスの未登録や不適切な使用見本を提出した場合は、オフィスアクションの対象となる。

(3) 商標法近代化法案「Trademark Modernization Act of 2020」⁹

2020年3月11日に、商標法近代化法案「Trademark Modernization Act of 2020」がアメリカ合衆国下院に上程された。この法案では、上記(1)で説明した詐欺的な商標出願を取り消すための取消手続きの導入を求めるものが含まれている¹⁰。

一つは、審査段階における第三者による情報提供の明文化である。提出された使用見本が偽造等であることを証明できる第三者は、その証拠をUSPTOに提出して情報提供できるという内容である。USPTOでは、2018年から、第三

者による情報提供を可能とするパイロットプログラム(TM Specimen Protests Email Pilot Program)¹¹を実施しており、本法案ではこれを明文化することを求めている。

二つ目は、商標登録を取り消す査定系手続きの導入である。具体的には、米国市場で一度も使用されることがない商標登録を取り消せる手続き(ex parte expungement)と、商標登録がされるまでの間に一度も米国市場で使用されることがない商標登録の取り消しの再審査手続き(ex parte reexamination)の2つが挙げられている¹²。いずれも商標審判部(TTAB)に審判を請求することなく不使用商標に係る登録を取り消すことができ、より迅速かつ負担の少ない手続きとなる。もっとも、これらの査定系手続きは過去に「一度も」使用していない場合に取消が認められるものであり、過去3年間継続して使用していない場合に取消される取消審判とはその点において大きく異なっている。本法案が成立した後は、登録商標の不使用の状況に応じて、査定系取消手続きか不使用による取消審判のいずれかを選択することになる。

なお、本法案は、9月11日に米国連邦議会下院法務委員会(House Judiciary Committee)を通過したばかりであり、まだ正式に可決されていない¹³。

3. おわりに

使用見本に関するルールの厳格化等は、中国からの大量の詐欺的な商標出願が要因ではあるが、その影響は日本のユーザーにも及ぶものであり、注意が必要である。例えば、これまではウェブサイトのスクリーンショットを提出して認められていたものが、現在ではURL及び日付が明示されていなければ不適切な使用見本として扱われてしまう。新しいガイドラインを確認せず、不用意に使用見本を提出すると、審査官に偽造の疑いを持たれてオフィスアクションを受ける可能性があるため、使用見本の準備はこれまでよりも慎重に進めるべきである。USPTOのHPでは、適切な使用見本の例が公開されており、事前に確認することが勧められる¹⁴。

また、出願・登録に係る商標がその指定商品・役務との関係で不使用の場合は、今後、第三者から情報提供又は取消手続きを受ける可能性があることは念頭におくべきである。このような手続きが認められることにより、登録商標を使用していない商品・役務が発覚するリスクは高まるであろう。

さらに、USPTOでは、登録後の指定商品・役務の削除について追加費用を導入する動きもあるようである¹⁵。

以上の新たなガイドライン/制度導入の流れに鑑みれば、今後は、実際に使用する予定の商品又は役務についてのみ指定する必要がより高まるといえる。

〈脚注〉

⁵ <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Exam%20Guide%2004-19.pdf>

⁶ マドリッドプロトコルによる国際商標出願の場合は出願時から米国弁護士を代理人として選任する義務はないが、オフィスアクションが通知された場合は、米国弁護士を介して応答する必要がある。

⁷ <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/TM-ExamGuide-MEF-1-20.pdf>

⁸ 当ガイドラインによれば、重量や数量、UPCバーコード、原材料など、通常のタグやラベルであれば記載されるべき情報が示されていれば、実際に商品に付された写真でなくても許容される可能性はある。

⁹ <https://hankjohnson.house.gov/sites/hankjohnson.house.gov/files/documents/TM%20Act%20House%20-%20Bill%20Text.pdf>

¹⁰ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_jpnnews/us/2020/20200313.pdf

¹¹ <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Specimen%20Protests%20Email%20Pilot%20Program.pdf>

¹² <https://hankjohnson.house.gov/sites/hankjohnson.house.gov/files/documents/TM%20Act%20-%20Section-by-Section%20.pdf>

¹³ <https://www.worldtrademarkreview.com/anti-counterfeiting/us-trademark-modernisation-act-advances-ukipo-seeks-ai-views-finnish-marks-the-rise-news-digest>

¹⁴ Examples of acceptable specimens で確認可 (<https://www.uspto.gov/trademark/laws-regulations/specimen-refusal-and-how-overcome-refusal>)

¹⁵ https://www.ngb.co.jp/ip_articles/detail/1790.html

弁理士 梅田 慎介

Q. 特許を取得することができました。今後の特許の維持に必要な費用について教えてください。費用を抑えるために検討できることはありますか？

1. 毎年の年金納付が必要

特許査定が得られた後、権利設定のために最初に支払う特許料を「設定登録料」と呼んでいます。その後、権利を維持するためには、毎年納付する特許料が必要となります。これを「年金」と呼んでいます。特許料の額は次の表のとおりです（特許法 107 条）¹。最初に納付する第 1-3 年分の特許料が「設定登録料」、その後毎年納付する第 10-25 年分の特許料が「年金」です。

年金の金額は、年度が上がるにしたがって、また請求項数が増えるにしたがって高くなります。年金の納付を特許事務所等に依頼して行う場合には所定の手数料も必要となります。

第 1-3 年	毎年 2,100 円+ (請求項の数× 200 円)
第 4-6 年	毎年 6,400 円+ (請求項の数× 500 円)
第 7-9 年まで	毎年 19,300 円+ (請求項の数× 1,500 円)
第 10-25 年まで	毎年 55,400 円+ (請求項の数× 4,300 円)

年金は次の 1) ~ 6) のいずれかの方法により納付でき、1 年分または数年分をまとめて納付することができます。5) 口座振替による納付あるいは 6) 指定立替（クレジットカード）による納付が便利です。ただし、1) ~ 6) のいずれの納付方法によっても、「特許料納付書」の提出が必要となりますのでご注意ください（後述の「自動納付制度」を利用する場合は納付書の提出を不要とできます）。

- 1) 特許印紙を貼付して納付する方法。
- 2) 予納制度を利用して納付する方法。
- 3) 現金納付制度を利用して納付する方法。
- 4) 電子現金納付制度を利用して納付する方法。
- 5) 口座振替制度を利用して納付する方法。
- 6) 指定立替納付制度を利用して納付する方法。

各年度の年金は、「前年納付」とされており、権利が発生した設定登録の日から次納付年分の期間に入る前までに納付しなければなりません。毎年の年金の納付期日は、特許（登録）証に同封されている通知書に記載されています。

なお、年金は、特許権者以外の第三者（例えば特許権のライセンス）が納付することもできます。

以下に、年金費用を抑えるために利用可能な「減免措置」、「特許権の一部抹消登録申請」および「特許年金管理サービス」等についてご紹介します。

2. 減免措置

中小企業、個人及び大学等を対象に、第 1 年分から第 10 年分の年金については、一定の要件を満たした場合に減免措置が用意されています（特許法 109 条、109 条の 2）。現行制度では、中小企業では 1 / 2 軽減、中小ベンチャー企業では 1 / 3 軽減、大学等（アカデミック・ディスカウント）では 1 / 2 軽減となり、減免申請時に証明書類の提出は不要です²。「中小企業」の要件は特許庁の定めにより、「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしかつ大企業に支配されていないこと等が必要です。減免措置および減免申請の詳細については特許庁のサイト³をご参照ください。

3. 特許権の一部抹消登録申請

年金は第 10 年以降、急に高くなります。例えば、請求項数 20 の特許の場合、第 10 年度以降の年金額は 55,400 円 + 20 × 4,300 円 = 141,400 円となります（上記表参照）。

〈脚 注〉

¹平成 16 年（2004 年）4 月 1 日以降に審査請求をした出願の場合。第 21 年から第 25 年については、延長登録の出願があった場合のみ。

²2019 年 4 月 1 日以降に審査請求をした出願の場合。

³<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>

年金額を軽減するため、権利として不要になっている請求項の放棄（特許権の一部抹消登録申請）を行うことができます。例えば、不要な請求項10を放棄すれば、43,000円（10×4,300円）を毎年削減できます。なお、特許権の一部抹消登録申請には、収入印紙1,000円がかかります。

例えば簡単な例として次のような請求項で登録されている特許を想定してみます。

請求項1	部材Xを備える装置。
請求項2	部材Xが、金属a1を含む合金Aからなる請求項1記載の装置。
請求項3	合金Aが、金属a1と金属a2との合金である請求項2記載の装置。
請求項4	部材Xが、金属b1を含む合金Bからなる請求項1記載の装置。
請求項5	合金Bが、金属b1と金属b2との合金である請求項4記載の装置。

自社製品が「合金Aからなる部材X」（請求項2, 3）を備える装置であるとし、そして、「合金Bからなる部材X」（請求項4, 5）を備える装置については製造・販売の予定もなく、社外へのライセンスアウト（実施権許諾）も見込めないとします。このような場合には、請求項4, 5の放棄により年金額の軽減を検討することができます。

4. 年金の納付を忘れないために便利なサービス

年金が支払われない場合、権利抹消となってしまいます。納付期限を超過しても6ヶ月間は通常料金の二倍の額を納付する追納が可能です（特許法112条）⁴。

年金の納付期限の徒過による権利抹消を防止するため「自動納付制度」と「特許（登録）料支払期限通知サービス」を利用できます。

自動納付制度は、「自動納付申出書」を特許庁に提出する

ことにより、申出人の指定銀行口座等から年金を徴収し、特許（登録）原簿に1年ごとに自動登録する制度です。自動納付申出書に減免申請の適用者である旨を記載することで、減免申請書の提出を省略することもできます。自動納付制度では、納付期限日の約60日前に「自動納付事前通知」により事前に引き落とす旨が通知され、納付期限日の「40日前の日」に所定の口座から年金が徴収され、特許（登録）原簿へ登録されます。原簿への登録が完了すると「年金領収書（自動納付）」が発行されます。銀行口座等の残高が不足し、年金引き落としができなかった場合は、当該年分は自動納付の適用除外となり、「自動納付適用除外通知」が送付されます。この制度を利用すれば、納付期限を心配することなく、また個別の納付書の作成や特許印紙を貼る手間を省いて権利を安全に維持・存続させていくことができます。

また、「特許（登録）料支払期限通知サービス」⁵は、アカウント登録を行うと、希望する特許番号の次期年金納付期限日をメールで知らせてくれるサービスです。

5. 管理会社による特許年金管理サービス

年金の納付にはNGB（日本技術貿易株式会社）⁶や株式会社デンマイヤー⁷等の管理会社が提供する「年金管理サービス」も利用できます。

年金管理サービスでは、まず管理を依頼したい特許のリストを管理会社に提供します。対象案件データは、管理会社の管理データベースに入力され、納付・更新期限に合わせて「期限通知書」が送られてきます。期限通知書に記載されている案件について、期限通知書に同封された「更新／放棄依頼書」により年金納付の要否を指示すると、管理会社にて特許庁への納付手続きが行われ（指示を行わないと安全のため自動的に納付する場合があります）、特許庁より発行された領収書の原本のコピーが送られてきます。

年金管理サービスを利用することで、特許事務所等に依頼するよりも手数料コストを抑えて、自社の特許の年金管理を一元的に行うことが可能です。

〈脚注〉

⁴ さらに、追納期間内に正当な理由があって納付することができず権利が消滅した場合の救済措置として、その理由がなくなった日から2月以内でその期間経過後1年以内に限り、二倍額の年金を納付することにより権利を回復することができます（特許法112条の2）。この場合は、特許料納付書に加えて当該事由を記載した書面（回復理由書）を提出しなければなりません。

⁵ https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

⁶ <https://www.ngb.co.jp/index.html>

⁷ <https://www.dennemeyer.com/ja/>

**特 進歩性(動機付け)およびサポート要件(用語の定義)の判断 令和2年2月20日判決
(知財高裁 平成31年(行ケ)第10045号 審決取消請求事件)>>請求棄却**

本件は、熱傷、褥瘡等の創傷の治療に好適な「創傷被覆材用表面シート」等に係る発明(本件発明1等)の、特許を維持した審決の違法性が争われた事案である。本判決では、進歩性(取消事由1)およびサポート要件(取消事由2)についてそれぞれ次のように認定し、どちらについても審決の判断に誤りはないと判断した。

進歩性: 本件発明1等の創傷被覆材用表面シートが有する「貫通孔」は、創傷部位と対面する第1表面と、これとは反対側の第2表面との間に貯留空間を有し、創傷部位の上に滲出液を保持するものであること等が特定されているのに対し、主引用発明(甲1)の傷手当製品が有する「孔」はそのように特定されていない点で相違する。副引用発明(甲10)の創傷被覆材が有する「貫通孔」は本件発明1等の「貫通孔」と同じ構成を備えているが、その機能は、傷からの体液を吸収層へ移動させるという主引用発明の「孔」の機能とは相違するから、副引用発明の「貫通孔」の構成のみを取りだして主引用発明の「孔」に適用する動機付けは見出せない。したがって、本件発明1等は主引用発明および副引用発明から当業者が容易に想到し得た発明ではない。

サポート要件: 本件発明1の「接触角が85度以上」について、明細書の記載によれば、その「接触角」は「 $\theta/2$ 法によって測定した動的接触角」の値を意味すること、治療に必要な滲出液を創傷部位と透液層との間に保つこと等の観点から接触角が85度以上であると好ましいことが理解される。したがって、特許請求の範囲に記載された発明は、発明の詳細な説明に記載された発明であり、かつ当業者が本件明細書の記載及び本件出願日当時の技術常識により、創傷からの滲出液による湿潤環境を維持しながら治療する方法に好適な、さらに改良された創傷被覆材を提供するという本件発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるというべきである。「動的接触角」について、 $\theta/2$ 法では角度を測定できないとする文献も存在するが、本願優先日前に公開された特許文献には液滴法を用いて $\theta/2$ 法により角度を測定した接触角を「動的接触角」とする記載があるから、動的接触角との用語を用いたからといって、直ちに液滴法により $\theta/2$ 法を用いて測定した接触角を意味しないということにはならない。

**特 引用例に記載された文献の開示内容に基づく引用発明の認定 令和2年5月28日判決
(知財高裁 令和元年(行ケ)第10075号 審決取消請求事件)>>請求一部認容**

本件は特許無効審判(無効2018-800048号)において特許を有効とした審決の取消しを請求した事案である。

本件発明は、第1のスキン層と、コア層、及び第2のスキン層からなる3層の積層された構造を基材層として有する熱ラミネート用ポリオレフィン延伸フィルムに関するものである。

無効審判では、引用例の実施例の記載に基づいて引用発明が認定され、引用発明の基材層は1層である点で本件発明とは相違し、当該引用例には3層の積層された構造を基材層として使用することは記載されていないし、その動機付けとなる記載もないとして、本件発明は、引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえないと判断された。

一方、裁判所は当該引用例には「二層以上の積層された構造であっても良い…との記載があり、…従来技術として、ラベル付きの樹脂成形容器を一体成形するには、金型内に予め

ブランク又はラベルをインサートし、次いで射出成形、中空成形、差圧成形、発泡成形などにより容器を成形して、容器に絵付けを行っていること(…甲33)の記載があるところ、この従来技術には、中空成形、射出成形、圧空成形若しくは真空成形時に型内でラベルを成形品に貼着する方法に関する発明につき…、ラベルは、…中間層に2軸配向のポリプロピレンフィルム層を含む3層以上であることが好ましく…、複合フィルムが3層以上の場合、例えば(A)ポリプロピレン、(B)ポリプロピレン、(C)ポリエチレンを、ダイ内で(B)よりなるフィルムが中間層となるように積層し、共押出で製造する…ことの開示がある。」として、引用例の記載と、甲33の記載事項を引用して、引用発明の基材層として3層の複合フィルムを使用する動機付けの存在を認め、上記相違点に係る構成は、引用発明に従来技術(甲33)に記載された技術を適用して、当業者が容易に想到できたものであると判断し、審決を取消した。

商 ■ 単色の色彩商標についての商標登録の可否 令和2年3月11日判決
(知財高裁 令和元年(行ケ)第10119号 審決取消請求事件)>>請求棄却

橙色のみからなる色彩商標(指定役務:第36類 インターネット上に設置された不動産に関するポータルサイトにおける建物又は土地の情報の提供)の商標登録出願につき、自他識別標識として認識されないとする拒絶審決が出された。その取消訴訟において、裁判所は、概要次のとおり述べて、審決の判断を支持した。

裁判所は、①橙色は、広告やウェブサイトのデザインにおいて前向きで活力のある印象を与える色彩として一般に利用されている、②不動産の売買、賃貸の仲介等の不動産業者の複数のウェブサイトにおいて、橙色が普通に使用されている、③原告ウェブサイトでは、ロゴマーク、その他の文字、白抜き文字及びクリックするボタンの背景や図形等から分離して本願商標の橙色のみが使用されているとはいえないとして、「本願商標の橙色のみが独立して、原告の業務に係る『ポータルサイトにおける建物又は土地の情報の提供』の役務を表示するものとして認識するものと認めることはできない。」と判示した。

また、裁判所は、原告ウェブサイトによる使用の態様を踏まえても、本願商標の橙色のみが独立して、指定役務に係る役務を表示するものとして日本国内における需要者の間に広く認識されていたものと認めることはできないと判示した。

本事件は、色彩商標の審決取消訴訟としては最初のものと思われる。判決によれば、色彩商標が登録されるためには、色彩商標が独立して出所識別力を獲得したと評価される必要があるところ、色彩のみを独立して使用しているケースは多くはないと思われ、文字・図形商標と比べ、色彩商標の登録のハードルが高いことを示す事案として参考となる。

色彩のみからなる商標として登録が認められたのはこれまでに8例あるが、いずれも複数色の組み合わせであり、単色での登録例は存在しない。単色の色彩商標の登録性が問題となった事件として、本事件のほかに、知財高判令和2年6月23日・令和元年(行ケ)第10147号がある(識別力なしとして請求棄却)。

著 ■ リツイートによる氏名表示権の侵害 令和2年7月21日第三小法廷判決
(最高裁 平成30年(受)第1412号 発信者情報開示請求事件)>>上告棄却

本件は、著作者である原告(被上告人)の氏名の表示がある本件写真画像を無断で複製した画像(本件元画像)の掲載を含むツイートをリツイートしたタイムラインに、当該氏名の表示がない本件表示画像が表示された点につき、リツイートの原告の氏名表示権の侵害を認め、被告(上告人)米国ツイート社に対するリツイート者に係る発信者情報開示請求が認容された事案である。

本判決は、まずツイートにより、本件元画像が、本件画像ファイル保存用URLの画像ファイルとしてサーバー(リンク先サーバー)に保存され、さらにリツイートにより、リツイートのタイムライン(本件各ウェブページ)に、上記URLの本件元画像ファイルへのリンク(インラインリンク)が自動的に設定され(すなわち、当該リンクを指示する情報及びリンク先の画像の表示の仕方を指定する情報を記述したHTML等の本件リンク画像表示データが、本件各ウェブページに係るサーバー(リンク元サーバー)に記録され)、閲覧者が本件各ウェブページにアクセスすると、自動的に、①上記データが、リンク元サーバーから当該閲覧者の端末に送信され、②これにより、当該閲覧者の操作を介することなく、本件元画像のデータがリンク先サーバーから同端末に送信さ

れ、③同端末の画面上に本件元画像が上記指定に従って表示される、との事実関係を確認した。

その上で、本判決は、氏名表示権侵害の前提となる著作権法19条1項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、同法規定の著作物の利用によることを要しないとした上で、リツイートの原告がリツイートによって本件リンク画像表示データを送信したことにより、本件表示画像はトリミングされて氏名表示部分が表示されなくなったものであり、これはツイーターのシステムの仕様によるものであるが、リツイートの原告は、その認識の有無にかかわらず、そのようなシステムを利用してリツイートを行っており、客観的には、上記の事態は、そのリツイートの原告の行為によって現実に生ずるに至ったことが明らかであるとした。さらに、閲覧者が本件表示画像をクリックすると本件元画像を見ることができるとしても、別個のウェブページに氏名表示部分があるに留まり、また閲覧者が通常クリックする事情もないとして、同法19条2項の「すでに著作者が表示しているところから従って著作者名を表示」にも当たらないとして、リツイートによる原告の氏名表示権の侵害を認めた。なお、戸倉三郎裁判長の補足意見と、林景一裁判官の反対意見がある。

本ニュースレターの掲載内容を、当事務所の専門的な助言なしに具体的事案に適用した場合に関し、当事務所では一切の責任を負いかねます。